

1. 基本的な考え方

エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社では「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(平成13年4月1日)にもとづき、当社が所有する管路・とう道・マンホール(以下、「管路等」という。)への電気通信事業者等(以下、「他事業者様」といいます。)の線路敷設に係る契約条件及び申込手続きについて、下記のとおり実施することとします。

2. 利用に関する条件

(1) 利用可能な事業者

当社の管路等を利用希望するすべての事業者様で、具体的には下記のとおりです。

- ① 電気通信事業者
- ② 放送事業者
- ③ 行政機関
- ④ その他公共性があり道路占用許可が取得できる者

(2) 契約期間

原則として5年間とし、更新可能とします。ただし、契約満了日を年度末とするため、当初契約期間は5年未満となる場合があります。契約の更新を希望される場合には、書面による契約の変更又は解約の申し出がない限り、契約を継続いたします。

(3) 設置の条件

以下に示す設置の条件に該当する場合には、当社は管路等の提供を行うことができません。

- ① 希望する管路等に現に空きがない場合
- ② 希望する管路等を5年以内に使用する予定があり、空きがなくなる場合
- ③ 希望する管路等に改修又は移転計画がある場合
- ④ 当社の技術基準等に適合しない場合、又は当社の技術基準等に明確な定めがない場合であって他事業者様の設備を設置することによって当社の建設もしくは保守に困難を生じさせ又は生じさせるおそれがある場合
- ⑤ 過去に費用負担・利用期間その他の利用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合又はそのおそれがある場合
- ⑥ 関係法令の条件を満足しない場合、道路占用許可の取得が困難な場合又はそのおそれがある場合
- ⑦ 当社から知り得た情報についてセキュリティー(守秘義務、目的外使用の禁止)が守られない場合又はそのおそれがある場合
- ⑧ 申込希望事業者が反社会的勢力と関係がある場合
- ⑨ その他管路等の提供に不適切と当社が判断する場合

(4) ケーブル等の建設

ケーブル、クロージャその他ケーブルに関連する物品及び当社マンホール等への管路の設置工事は、原則として、他事業者様の自前工事といたします。当社に建設をご希望される場合、別途協議することといたします。

(5) ケーブルの保守

ケーブル、クロージャその他ケーブルに関連する物品の保守工事は、原則として、他事業者様の自前工事といたします。当社にケーブル等の敷設をご希望される場合、別途協議することといたします。

(6) 設備使用にかかる費用

設備使用に関しては、下記の費用が発生します。

① 調査費用

管路等利用に関する机上調査に要した費用について、作業時間を基に算出し、管路等の利用不利用に関わらず、調査を依頼された他事業者様の負担となります。

算定式は以下のとおりです。

$$\text{調査費用} = \text{作業時間} \times \text{作業単金} \times (1 + \text{貸倒率})$$

※作業単金及び貸倒率：当社が規定する作業単金及び貸倒率を適用します。

② 設備使用料

対象設備を実際に構築した場合に係るコストを基にして提供区間毎に個別に算定します。算定式は以下のとおりとします。

$$\text{設備使用料 (月額)} = \text{年間設備使用料} \times \text{占有率} \div 12$$

$$\text{年間設備使用料} = \text{減価償却費} + \text{保守運営費} + \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税}$$

現存する最新の技術・ツールにより軽減化された構築費用等を基に算出致します。

なお、標準的な設備使用料は別紙1のとおりです。

③ ケーブル等の建設にかかる費用

原則として、他事業者様がケーブルや管路については自前で建設をすることとし、その建設費用は他事業者様の負担とします。

ケーブル及び管路の自前工事に際しては当社と自前工事に関する個別契約を締結していただき、打合せ、現地立ち会い、竣工処理等に要する費用は他事業者様の負担とします。

④ ケーブルの保守に関する費用

原則として他事業者様が自前で保守し、その費用は他事業者様が負担することとします。

(7) 契約の解除

次に示す場合、予告期間をおいたうえで契約を解除させていただく場合があります。契約解除となった場合は、他事業者様のご負担により速やかに当該設備を原状に回復し、返還していただきます。

- ① 使用申込みの承諾時に予期できなかった道路工事等に伴う支障移転等に影響を及ぼす等の事象により管路等の提供ができなくなる場合
- ② 他事業者様が自己の責に帰すべき事由により、設備の提供に係る契約に違反した場合
- ③ 天災、事変その他当社の責に帰すことができない非常事態が発生し、管路等が利用できなくなった場合

3. 手続きについて

(1) 基本契約書の締結

設備の使用調査及び個別の設備使用申込みに先立ち、協議時間を短縮するため、共同収容の基本事項について予め確認するための「地下管路等の共同収容に関する基本契約」を締結させていただきます。基本契約書に含まれる項目は下記のとおりです。

- ① 調査・申込み等の方法
- ② 設置設備の条件
- ③ 設置設備の建設・保守
- ④ 使用開始日及び終了日
- ⑤ 使用料及び調査費用等の支払い等
- ⑥ 設置設備の移設・改修
- ⑦ 契約期間
- ⑧ 契約の解除
- ⑨ 損害への対応方法
- ⑩ 契約の変更 等

(2) 調査依頼書の提出

以下の必要事項を記載した「管路等の共同収容調査依頼書」を申込窓口へ提出していただきます。なお、押印は省略することができ、電子的な授受も可能とします。

- ① 利用を希望される管路等区間（希望区間の始点と終点の位置を記載した周辺地図を含む）
- ② 予定設置設備の概要（ケーブル外径・心線数等）
- ③ 利用開始希望時期と利用希望期間
- ④ その他調査の際考慮が必要な事項

(3) 調査の回答

調査依頼書を受領してから原則2ヶ月以内に調査を終了し、希望される管路等の利用が可能な場合にはそのルートと概算の設備使用料等を、利用が困難な場合にはその具体的な理由等を書面で回答します。

なお、調査期間は、調査する距離やエリアの規模及び調査依頼書を受領総数に応じて変動する場合があります。その場合、調査開始前に回答時期、方法等について協議させていただきます。万一、予め双方で確認した調査期間を超える場合には、電子メール等を用いて、速やかに連絡いたします。

(4) 設備使用申し込み

当社から利用可能と回答した管路等について、利用を希望する他事業者様は、当社の調査結果回答日から3ヶ月以内に「設備使用申し込み」を行っていただきます。

設備使用申し込み、当社と他事業者様による「自前工事に関する個別契約書」を締結した後、ケーブル等建設工事の着工までに当社から使用申し込みに対する承諾の通知をいたします。

(5) 自前工事申し込み

他事業者様が、ケーブル、クロージャその他ケーブルに関する物品の設置、保守もしくは撤去の工事、又は当社管路等との接続のための自前管路の新設、保守、もしくは撤去の工事を希

望される場合には、「自前工事申込書」を提出していただきます。セキュリティの確保、事故防止のための保証手段及び責任の明確性を確保するための措置を講じていただくことを条件に、実施を可能とさせていただきます。

なお、自前工事・保守を認められない場合は、その理由を書面で回答いたします。

(6) 使用契約の変更、解除の申し込み

契約区間の一部を解除する場合、契約変更の申込が必要となります。

また、契約区間の利用をすべて解除する場合、解除申し込みが必要となります。

なお、契約区間を延長する場合、新規での調査及び契約が必要となります。

4. その他

(1) 技術基準

管路等の利用についての技術基準については、以下の項目があります。

① 代表的な技術項目

- ・ ケーブル構造（外径、許容張力、許容側圧、心線数、心線識別方法等）
- ・ クロージャーマン構造
- ・ 測定器の接続性

② 検討項目

- ・ 管路内への敷設が可能であるか。
- ・ 故障時の対応が可能であるか。

（当社の技術基準に適合し、他事業者様の設置設備により当社の建設又は保守を妨げないこと）

(2) 契約書の種類

当社と他事業者様との間で締結する契約書は下記のとおりです。

- ① 地下管路等の共同収容に関する基本契約書
- ② 自前工事に関する個別契約書

(3) 共同収容に関する事務処理フロー

別紙2のとおり

(4) 管路等の利用に関する申し込み窓口

（NTT 東西及び NTT インフラネットの管路等の利用に関する調査等受付窓口）

エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 ルートデザインセンタ

〒103-0004 東京都中央区東日本橋 1-8-1 ネクストサイト東日本橋ビル

TEL:03-6381-6451 E-mail:kyodo-hqt@nttinf.co.jp